

全社民発第 56 号
平成 15 年 5 月 26 日

«県_名»«社協・民協»
«代_表_者_名» 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 和田 敏明

全国民生委員互助事業の一部委任について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、全国民生委員互助共励事業運営要綱改正案に基づき、下記のとおり互助事業の一部を貴会に委任いたしますので、委任業務及びその取扱についてご確認のうえ、別紙「承諾書」を 6 月 10 日(火)までにご返送くださいますようお願いいたします。

記

1. 委任する業務

互助事業のうち、一般死亡、配偶者死亡、一般傷病、災害、退任に関する弔慰金、見舞金、慰労金の審査・決定

2. 委任する業務の取扱について

①審査方法等

全国民生委員互助事業取扱要領改正案の表 1 「一般給付」の各号に該当するかどうか、審査をお願いいたします。

審査方法は貴会において予め定め、その方法により審査してください。(全国民生委員互助事業取扱要領改正案 3. (2)の②)

②審査結果の通知並びに送金、本会への請求及び報告

全国民生委員互助事業取扱要領改正案 3. (2)の③、④により実施してください。

③その他

委任する業務およびその取扱については、毎年度、全国民生委員互助共励事業運営要綱(以下、運営要領)及び全国民生委員互助事業取扱要領(以下、取扱要領)によりお知らせいたしますのでご承知おきください。

委任を受ける団体等に変更が生じた場合は、書面により本会宛お知らせください。

なお、本年度の運営要領及び取扱要領の送付は、厚生労働省より「民間社会福祉事業助成費補助金交付要綱」が発出された後となります。

3. このことについての問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部(担当:佐藤、由本)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748